

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 18 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

救急業務等における関係法令の遵守及び適切な運用について

救急隊員にあつては、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各消防本部におかれましては、その服務規律の確保に日々努められていることと存じます。

しかしながら、今般、救急業務の質を担保するにあたり極めて重要である、病院実習と医療機関への傷病者引継ぎの関係書類を改ざんするという、公文書等の不適切な取扱いが行われた事例が報告されております。

つきましては、救急隊員としてのみならず地方公務員として、地方公務員法や救急救命士法など関係法令を遵守し、適切な救急業務の遂行が図られるよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対し改めて周知徹底されるようお願いいたします。

連絡先
消防庁救急企画室
日野原・鮫 島・佐々木
電話 03-5253-7529